

平成 27 年 3 月 20 日
消費者庁食品表示企画課

食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令第七条第一項ただし書に規定する栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項を定める内閣府令（案）についての意見募集結果の公示について

消費者庁では、「食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令第七条第一項ただし書に規定する栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項を定める内閣府令案の概要を公表し、広く国民の皆様から意見を募集しました。

提出された意見について、下記のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

記

1 意見募集の対象

食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令第七条第一項ただし書に規定する栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項を定める内閣府令の概要

2 意見募集期間及び提出方法

(1) 意見募集期間

平成 27 年 1 月 22 日（木）から同年 2 月 23 日（月）まで

(2) 意見提出方法

電子メール、FAX、郵送

3 意見募集の結果

3 通（4 件）の御意見が提出されました。

詳細は、以下の URL を御参照ください。

<http://search.e->

[gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=235080033&Mode=2](http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=235080033&Mode=2)

（担当）消費者庁食品表示企画課

松尾、浜崎

TEL : 03-3507-9138（直通）

FAX : 03-3507-9292